

## 第3章 前期計画の主な取組み状況と課題



# 第3章 前期計画の主な取組み状況と課題

## 1 基本目標ごとの取組み状況と課題

前期計画では、『次代を担う子どもの権利と利益が最大限尊重され、子どもと親が地域の支援の中で健やかに成長できる、子育てが楽しい長岡京を築いていく』を基本理念として、4つの基本目標

- 「1. 子どもを生子、育てやすい環境づくり」
- 「2. 子育てと仕事を両立できる環境づくり」
- 「3. 地域で支える子育ての環境づくり」
- 「4. 次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり」

を柱に、様々な子育て支援施策の展開を図ってきました。

前期計画における基本目標・施策の方向ごとの取組み状況を総括すると、以下のとおりです。

### 〔1〕子どもを生子、育てやすい環境づくり

#### (1) 親子の健やかな成長を支える母子保健・医療体制づくり

<主な取組み>

- ・妊婦が心身ともに健康を維持し、安心して出産を迎えることができるよう、母子の健康を管理するために「母子健康手帳」を交付し、一部公費負担により医療機関での妊婦健康診査の受診を勧めています。
- ・「育児支援事業」として「子育てふれあい教室」（1～4か月児の乳児と保護者対象）や「離乳食教室」（6か月児の保護者対象）、「10か月児教室」「1歳3か月児教室」を開催し、育児に必要な知識や情報の提供を行い、少子化や核家族化に伴う育児情報の不足による子育て不安の解消を図っています。
- ・食生活の重要性を含め、妊娠中から出産・育児の知識及び夫婦が協力して健やかな家庭を築けるよう、「両親教室」を実施しています。
- ・子どもを望んでいるにもかかわらず恵まれないため、不妊治療を受ける夫婦の精神的・経済的負担の問題に対し、京都府では、不妊治療にかかる費用の一部助成や相談事業を実施しています。
- ・乳児をもつ家庭を訪問し育児に必要な助言や情報提供、育児相談に応じる「新生児

---

訪問」について全戸訪問をめざして実施するとともに、平成21年度からは保健所が実施していた「低出生体重児新生児訪問事業」を実施し、対象者の拡充を図っています。これらの事業は、育児経験が乏しい母親の育児不安の軽減にとって重要な事業となっています。

- ・「乳幼児健康診査」は、4か月児、1歳8か月児、3歳6か月児を対象に実施し、医師による診察のほか、発達段階に応じた保健・栄養指導、相談等を行っています。乳幼児の成長・発達に不安を抱く母親の相談の場と子どもの健康づくりへの支援にとって有効な事業となっています。
- ・妊産婦や乳幼児の保護者を対象とした「健康相談」を実施し、保護者の育児不安の軽減、育児に関する知識の普及、健康づくりを図っています。
- ・障がい(疑い)のある乳幼児に対する相談事業は、医師・精神発達相談員・言語聴覚士・保健師・栄養士等が個別相談に応じています。このような相談支援により、障がいに関する正しい知識や情報を知ることができ、保護者は安心して育児に取り組んでいます。
- ・乳幼児及び小学6年生までの児童の医療費の一部を助成するとともに、母子家庭に対しては福祉医療費を支給し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図っています。

#### < 課 題 >

- ・晩婚化や出産時期の高年化傾向を背景に、妊娠・出産に対し期待と不安を抱えている女性は少なくないと考えられます。家族や医師・保健師等の専門職のサポートを十分受けながら、妊婦が心身ともに健康を維持し、安心して出産できるよう支援の一層の充実を図る必要があります。
- ・不妊治療については、少子化対策の一環として、引き続き従来の事業の周知と利用促進を図る必要があります。
- ・乳幼児期から就学期に至る子どもの発達の各段階において、療育に関する支援が途切れることがないよう、保育所(園)・幼稚園・学校等関係機関との連携のもと、障がい(疑い)がある乳幼児に対する横断的な支援が必要です。
- ・医療費助成について、父子家庭は事業の対象となっていないため、父子家庭を含むひとり親家庭に対する支援の拡充が求められます。
- ・「次世代育成支援に関するニーズ調査」(以下、ニーズ調査という。)の結果をみると、市に期待する子育て支援施策について「小児救急医療体制の充実」を挙げる保護者が就学前児童で64.4%、小学校児童で60.4%と過半数を占めます。また、休日・夜間時の小児救急医療機関を知らない小学校児童の保護者が1割を超えていま

す。小児科医の不足が全国的にも危惧され、本市においても同様ですが、地域で安心して医療を受けることができるよう、府との連携のもと、安定した医療が提供できる体制の充実に引き続き取り組むとともに、緊急時にかかることができる医療機関に関する情報提供を充実する必要があります。

## (2) 支援の必要な家庭や子どもの自立を支える環境づくり

### <主な取組み>

- ・深刻化する児童虐待問題に対し、「要保護児童対策地域協議会」を核に、関係機関が連携し、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、適切な保護に至るまで総合的な対応を推進しています。
- ・「育児支援家庭訪問事業」では、障がい(疑い)がある子どもや保護者の健康問題などで援助が必要と思われる個々の家庭に継続的な支援を行い、必要に応じて、医療・福祉・療育機関・地域の子育て関係機関と連携を行い、育児の孤立化を防ぎ、保護者の心身の負担を軽減するとともに育児力を強化し、児童虐待の未然防止に結び付けています。
- ・近年の離婚件数等の増加に伴い、ひとり親家庭、特に母子家庭が急増し、その支援として、経済的支援をはじめ、母子(寡婦)への相談支援や、自立促進と母子家庭の相互交流を図るための活動を行う母子福祉団体への助成などを行っています。
- ・障がいのある子どもに対する支援は、障害者自立支援法に基づく、障がい福祉サービス(ホームヘルプや通所サービス、移動介護、短期入所など)を提供していますが、利用可能な事業所が限られていたり、定員等により十分なサービスが受けられないなどの問題が発生しています。
- ・保育所(園)では障がいのある児童の受け入れを進める一方、幼稚園や学校では、発達の遅れや障がいのある子どもに対し「特別支援教育」を実施し、幼児や児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行っています。

### <課題>

- ・ニーズ調査の結果では、就学前児童の保護者で「子どもを叱りすぎているような気がする」(36.2%)や「自分のやりたいことができない、自由な時間が持てない」(34.8%)が前回調査(平成15年度実施)の結果と同じ1位・2位を占め、心身面で負担を感じている人は少なくありません。このような子育て負担が原因で児童への虐待に及ぶことがないよう、その防止を図るため、保護者への適切な相談や指導

---

を継続するとともに、要保護児童対策地域協議会における関係機関・団体の連携のもと、児童虐待の早期発見・早期対応・未然防止のために、絶え間ない取組みを推進していくことが必要です。

- ・ひとり親家庭に対しては、家庭が抱える問題を的確に把握し、経済的支援だけでなく、子育て相談や必要な情報提供を行うなど、自立に向けた様々な福祉サービスを充実することが必要です。
- ・障がいのある子どもに対しては、地域の支えの中、一人ひとりの状況やライフステージに応じた保育・療育・教育の各分野で適切な発達支援が行えるよう体制の充実に努めていくことが必要です。また、障がいのある子どもに対する正しい理解と認識を深めるための取組みを推進するとともに、特別支援教育の総合的な体制の整備や障がい特性に応じた指導方法・指導内容の改善を図り、施設整備など教育環境の充実が必要が必要です。

### (3) 地域で安心・安全に子育てができる環境づくり

#### <主な取組み>

- ・本市では、府の「福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい者や高齢者、子ども連れなどでも利用しやすい建築物の改善や道路・歩道等の交通環境整備など、児童育成環境の整備という観点を含め、すべての人にやさしいまちづくりを進めています。
- ・通学路の交通安全施設の整備に努めるとともに、通学安全整理員を配置し、通学路の子どもたちの安全確保を図っています。子どもに対し、日常的な指導が行える保育士、教諭や保護者など、対象に応じた指導者の育成と支援を行っています。

#### <課題>

- ・ニーズ調査の結果では、子どもと外出する際、大部分の保護者は、まちの不便さを感じています。具体的な困ること・困ったことをみると、就学前児童の保護者では「歩道の段差などがベビーカーや自転車の歩行の妨げになっていること」(36.5%)が最も多く、小学校児童の保護者でも3番目(26.9%)に多くなっています。引き続き、親子が気軽に、また安全・安心に外出することができる環境づくりとして子育てバリアフリー化を推進することが必要です。

#### (4) 子育ての経済的負担の軽減

##### <主な取組み>

- ・「児童手当」や「児童扶養手当」「障がい児福祉手当」などの手当の支給を行い、子育てにかかる経済的負担の軽減を図っています。
- ・乳幼児の医療費助成や妊婦が安心して出産するための妊婦健康診査費の助成、私立幼稚園の入園料及び保育料の助成など、子育て家庭が安心して子育てサービスを利用できるよう、様々な助成事業も行っています。

##### <課題>

- ・ニーズ調査の結果では、市に期待する子育て支援策について、就学前児童の保護者は「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」が73.3%で最も多く、小学校児童の保護者でも56.9%と「小児救急医療体制の充実」(60.4%)に次いで多くなっています。育児や養育にかかる経済的負担の大きさが子どもを生むことをためらったり、生む数を制限したりすることにつながり、少子化の一因にもなっていることから経済的支援は、少子化対策にとって重要課題の一つです。

### 〔2〕子育てと仕事を両立できる環境づくり

#### (1) 多様なニーズに対応した保育サービスの推進

##### <主な取組み>

- ・共働き家庭の増加に伴い発生する待機児童に対する取組みや多様化する保育ニーズに対応するため、保育所(園)の充実とともに、「延長保育事業」や「障がい児保育事業」、認可外保育施設や駅前保育施設の運営への助成等を実施し、利用者のニーズに応じた保育サービスの充実を図っています。
- ・放課後に保護者が就労等の理由でいない就学児に対し、「留守家庭児童会」を運営し、児童の安全な居場所の確保と健全育成に取り組んでいます。
- ・「一時保育事業」や「ファミリーサポートセンター事業」など、共働き世帯でなくても家庭で子育てをしている保護者に対しても、地域での子育て支援の体制づくりを進めています。

## < 課 題 >

- ・平成21年4月1日現在の認可保育所への入所状況は、市全体では公立・民間合わせて定員1,200人に対し入所児童数は1,121人で入所率は93.4%となっています。しかし、各年齢層での受入数に格差があるため、低年齢児での待機が生じているので、引き続き待機児童が発生しないよう、共働き家庭の保育ニーズに柔軟に対応できる保育所定員の確保を図る必要があります。
- ・ニーズ調査の結果では、保育サービスを利用していない世帯が41.1%を占め、在宅で子育てをする家庭は少なくありません。次世代法では、子育て家庭を地域全体で支援していく視点が盛り込まれ、保育サービスは、就学前教育や子育て支援機能を含めた役割に重点を移されています。本市のすべての子育て家庭が安心して保育サービスを利用できるよう、新たな視点を踏まえた保育機能の充実と保育環境の整備を図る必要があります。

## (2) 男女が共に子育てと仕事を両立しやすい労働環境の推進

### < 主な取組み >

- ・本市では、子育て家庭に配慮した職場環境づくりを事業所に推進して頂くため、男女が育児休業を取得しやすい職場の雰囲気づくり、勤務時間の短縮、有給休暇の取得促進などの広報・啓発活動に努めています。
- ・職場復帰や再就職に向け、女性の就職に関する講座や研修会などに関する情報を府やハローワークと連携しながら提供しています。

### < 課 題 >

- ・ニーズ調査の結果から育児休業の取得率をみると、就学前児童の保護者の母親は20.7%に対し、父親は0.5%とかなり低くなっています。また、子育てと仕事の両立を実現するために企業がすべきことについては、「子どもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」が8割前後を占め、次いで「妊娠中や育児期間中の勤務を軽減する」「育児休業制度等の整備とともに、制度を利用しやすい環境をつくる」などが多くなっています。特に働く女性にとって仕事と子育ての両立は大きな問題であり、それらの両立に向けた支援の取組みの充実は重要です。
- ・国は、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、ワーク・ライフ・バランスの実現を少子化対策の重点戦略の一つとして推進しています。これまでの働き方を見直し、男女に関係なくすべての人が仕事と生活のバランスが取れた多様な生き



方が選択できるよう、市民への意識啓発や事業所の理解と協力が必要です。

### (3) 男女が共同し取り組む子育ての推進

#### <主な取組み>

- ・本市では、家庭、地域及び職場で固定的な性別役割分担意識を見直すための意識啓発を推進しているほか、男性の参加を目的とした講座の開催や男女共同参画に関するイベントへの男性の参加を促進しています。

#### <課題>

- ・ニーズ調査の結果では、父親の育児への関わりの程度は、育児などを「している」と評価する保護者は就学前児童が82.7%、小学校児童が74.4%となっています。実際に父親が行う育児内容をみると、「子どもと遊ぶ」が就学前児童・小学校児童の保護者とも8割以上で、「子どもの身の回りの世話」は就学前児童が65.4%であるのに対し、「家事をする」では就学前児童27.2%、小学校児童30.1%と3割前後にすぎません。男女が共同して家庭責任を果たすことの重要性に対する認識を一層深め、自然と子育てや家事などに男女共同して取り組める意識づくりを引き続き図ることが必要です。

## 〔3〕地域で支える子育ての環境づくり

### (1) 子育てに関する相談・援助体制の充実

#### <主な取組み>

- ・市のホームページでの情報発信をはじめ、母子保健事業での相談や保健指導、教育支援センターや地域子育て支援センター、家庭児童相談室などでの専門相談員による相談活動を実施しています。
- ・「つどいの広場」や「子育てふれあいルーム」「幼児教室ぴよぴよクラブ」等を通じ、気軽に保護者同士や子どもが交流し学習できる場を提供しています。このような相談や交流の場の提供は、子育てに関し不安や負担を感じる保護者にとって、子育てに関する知識や情報を得ることができるとともに、子育ての心理的な負担軽減に役立っています。
- ・NPOやボランティアグループ等の市民活動団体をはじめ、地域福祉の担い手である民生児童委員協議会や社会福祉協議会に助成金や補助金を交付、活動を支援し、

それら地域の団体が一体となり、総合的に子育て家庭を支援していく体制づくりに努めています。

< 課 題 >

- ・ニーズ調査の結果では、子育てについて不安感や負担を感じている保護者は就学前児童、小学校児童とも約4割を占めます。また、子育てに関する相談相手は、「配偶者・パートナー」や「親族」「隣近所の人、友人」「保育士、幼稚園の先生、学校の先生」、「保育所、幼稚園、学校の保護者の仲間」が多く、親族関係を除くと、同じ子育て仲間などからの口コミによる相談、情報入手が多くなっています。引き続き、地域子育て支援センターをはじめ、身近なところで親同士が交流し情報交換のできる場の充実を図るとともに、子育てサークルや団体など子育て支援活動を実施する活動団体等の支援を行い、地域での子育て支援活動のネットワークを充実する必要があります。

(2) 子育てに関する情報提供の充実

< 主な取組み >

- ・本市の様々な子育て支援サービスや施設などを紹介する「長岡京市子育て情報誌」や平成18年8月に開設した「子育てサポート情報コーナー」、市のホームページなどを通じて子育てに役立つ情報を発信しています。
- ・その他、母子保健事業や家庭児童相談室等の相談を通じて情報提供を行うなど、子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる体制づくりを進めています。

< 課 題 >

- ・ニーズ調査の結果では、子育てに関する情報の入手方法として、相談相手同様、「近所の人、地域の知人、友人」が就学前児童、小学校児童の保護者いずれも最も多く、子育てに不安感や負担感の有無に関係なく第1位で、「行政の広報」は低くなっています。市民にとって利用しやすい広報が求められるとともに、地域子育て支援センターやつどいの広場など親同士が交流し情報交換のできる拠点の普及・啓発と利用促進を図る必要があります。

(3) 子育てに関する学習機会の充実

< 主な取組み >

- ・家庭教育学級をはじめ、様々な学習機会を通じ、保護者が地域の中で家庭教育について学ぶ機会や親子のふれあいの場を提供し、家庭教育力の向上を図っています。

## &lt; 課 題 &gt;

- ・保護者が子どもの発達過程に応じ適切な子育てができるよう、引き続き、家庭教育に関する情報提供や相談、学習機会を充実し、家庭の子育て力の醸成を図る必要があります。

## 〔4〕次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり

## (1) 子どもの人権尊重の視点に立つ環境づくり

## &lt; 主な取組み &gt;

- ・「障がい児の人権を考える市民のひろば開催事業」など各種の啓発事業を通じて、障がい児など子どもの人権に関する啓発活動を推進しています。
- ・保育所や幼稚園、学校では、子どもの権利に関する理解を深め、人権尊重の視点に立った保育・教育に取り組んでいます。
- ・小学校では、子ども達の悩みや不安を受け止める「心の教室相談員」（週4時間）を配置し、問題行動の未然解決や早期解決を図っていますが、限られた時間内では充分に対応できていないのが現状です。
- ・「教育支援センター事業」の一環として「私の主張発表大会」など、小・中学生が社会に向けて訴え主張したいと思っていることを発表する機会を設け、子どもの権利を尊重し子どもの意見を大切に取る取組みを行っています。

## &lt; 課 題 &gt;

- ・児童虐待やいじめなど子どもの人権を脅かす問題が依然少なくない状況があることから、市民一人ひとりが子どもをはじめ、人権に対し理解を深め人権意識が高まるよう地道な取組みが引き続き必要です。
- ・思春期の児童・生徒の悩みや不安を解消できるよう相談支援体制の充実が必要です。

## (2) 子どもの個性と能力を伸ばす教育の充実

## &lt; 主な取組み &gt;

- ・教育現場では、児童・生徒一人ひとりの個性と能力を伸ばし、子ども自らが考え判断し行動する「生きる力」を育むことを視点に教育を推進しています。
- ・「教育支援センター事業」の一環として「英語暗唱大会」や「小学校アイデア作品展」などを行い、子どもたちの豊かな心の育成に取り組んでいます。

- 
- ・発達等に障がいがある児童・生徒に対する特別支援教育の推進を図るため、「就学奨励費」を給付しています。

< 課 題 >

- ・地域の特性やそれぞれの学校の特色を生かした個性ある教育を引き続き進めていくことが必要です。
- ・学校や保育所（園）、青少年健全育成に関わる部署・団体が連携を図りながら、地域の子どもに対する健全育成活動を引き続き充実することが必要です。

( 3 ) 子どもの社会性を育む遊び・交流の場の充実

< 主な取組み >

- ・子ども会によるスポーツ活動や各種イベントをはじめ、「スターウォッチング」や「バードウォッチング」の「自然とのふれあい事業」や「長岡京市少年少女発明クラブ」などの自然体験・社会体験を通じて、児童・生徒の環境保全意識の醸成や創造力豊かな人間性の形成を図っています。
- ・市老人クラブ連合会では「多世代の交流事業」として高齢者の知識・経験を活用し、「小学校パソコン教室」や「いも掘り体験学習」「昔遊びの交流活動」など、保育所（園）や小学校の子ども達との交流事業を行っています。
- ・他にも地域に根ざした交流活動として、児童館や公民館、図書館などの公的施設を活用し、地域と連携・協力しながら、スポーツ活動やものづくり教室、読み聞かせ、放課後子ども教室などの活動を実施しています。

< 課 題 >

- ・地域で子どもの健全な育ちを支援するにあたり、地域の人々に「地域の子ども」として認識してもらうことが必要です。ニーズ調査の結果をみると、地域活動などに参加する小学校児童の割合は、前回調査に比べ低下し、「参加したことがなく、今後も予定はない」がやや上昇しています。ふだんから地域の人々に認識してもらうためには、子育て家庭と地域住民が交流する機会を充実するとともに、地域の行事や活動への親子の積極的な参加が求められます。
- ・地域による温かい支え合いを育みながら、親子が世代を超えて交流できる機会や子どもの創造性・社会性を伸ばす活動の充実を図ることが必要です。

(4) 子どもの健全な成長を支援する環境の充実

<主な取組み>

- ・「青少年健全育成推進協議会」が、広報などを通じ青少年健全育成について市民の理解を深める啓発活動を実施し、各校区の関係団体との連携により青少年に対する声かけや街頭啓発等を通じ、地域全体で青少年を見守り育成する環境づくりに取り組んでいます。

<課題>

- ・地域の子どもに市民が関心をもち、「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識を醸成し、家庭・学校・地域が連携した子どもの健全育成を図るまちづくりをめざすことが必要です。

(5) 子どもが安心・安全に暮らせる環境の充実

<主な取組み>

- ・通学路の交通安全施設の整備や通学安全整理員の配置などを行っています。

<課題>

- ・ニーズ調査の結果では、小学校児童の保護者で「暗い通りが多く、子どもが犯罪にあわないか心配である」や「歩道や信号がない通りが多く、安全面で心配がある」などの意見が多くありました。前回調査の結果でも、これらの項目は上位となっています。地域の子どもの安全確保については重要な課題であると認識し、子どもを含むすべての市民にとって安全なまちとなるよう交通安全・防犯対策の取組みを引き続き進めていく必要があります。

## 2 計画の数値目標の進捗状況

前期計画では、本市の子育て支援に対するニーズを踏まえ、平成21年度末までの主要な子育て支援事業の目標事業量（数値目標）を設定しています。

前期計画の目標事業量と平成20年度時点の実績と比較した達成状況は次のとおりです。

### 〔1〕 定期的な保育等に関する事業

#### 通常保育事業

保護者が働いていたり病気などの理由で、家庭で保育することができない児童を、保護者に代わって保育所（園）において保育を実施するものです。

本事業は、共働き世帯の増加に伴いニーズの増大がみられますが、目標事業量の92.4%の達成率となっています。

事業名	目標事業量	平成20年度 （実績）	目標事業量に 対する達成率
通常保育事業	1,242人	1,147人	92.4%

#### 延長保育事業

保護者が仕事等の都合により、通常の保育時間（11時間）を超えて保育所（園）でお子さんを預かってほしい場合に時間を延長して保育を実施するものです。

本事業も、通常保育同様、共働き世帯の増加や就労形態・時間の多様化等の動向を踏まえ、前期計画の目標事業量の2か所で実施し100%の達成率となっていますが、利用者数は目標事業量の38.1%にとどまっています。

事業名	目標事業量	平成20年度 （実績）	目標事業量に 対する達成率
延長保育事業	2か所	2か所	100.0%
	113人	43人	38.1%

#### 夜間保育事業

保護者の夜間就労などに対して、開所時間がおおむね午後10時までの時間もしくはそれを超えて保育を実施するものです。

前期計画の目標事業量の1か所39人で実施し、100%の達成率で定員の確保はできていますが、利用者数は目標事業量の2.6%にとどまっています。

事業名	目標事業量	平成20年度 (実績)	目標事業量に 対する達成率
夜間保育事業	1か所	1か所	100.0%
	39人	1人	2.6%

#### 休日保育事業

就労形態の多様化に伴い、日曜日・祝日などに勤務している保護者のため、日曜日・祝日などにおいて保育を実施するものです。

前期計画では、サービス業に従事する市民の増加やニーズ調査の結果等を踏まえ、実施箇所1か所39人の目標事業量を設定し定員の確保はできていますが、利用者数は目標事業量の5.2%にどどまっています。

事業名	目標事業量	平成20年度 (実績)	目標事業量に 対する達成率
休日保育事業	1か所	1か所	100.0%
	39人	2人	5.2%

#### 留守家庭児童会（放課後児童健全育成事業）

両親が共働きなどで、昼間、保護者が不在である概ね10歳未満の児童を学校やその他の施設等で放課後一定時間保育を実施するものです。

就学前児童を対象とした通常保育事業（保育所・園）同様、共働き世帯の増加を踏まえ、目標事業量として10か所設定し100%の達成率となっていますが、利用者数は目標事業量の97%となっています。

事業名	目標事業量	平成20年度 (実績)	目標事業量に 対する達成率
留守家庭児童会 (放課後児童健全育成事業)	10か所(11施設)	10か所(11施設)	100.0%
	707人	686人	97.0%

#### 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事などの理由により、帰宅が夜間にわたる場合や、休日に不在の場合などで、お子さんに対する生活指導や家事の面などで困難が生じている場合に、お子さんを児童養護施設等で預かる事業です。

本事業は、市外の児童養護施設や乳児院等に委託する必要があり、現時点では事業化していませんが、今後、実施に向けて検討します。

## 〔2〕一時預かり保育等に関する事業

### 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）

保育所に通所中の子どもが病気回復期にあり集団保育できない場合、一時的に保育を行う事業です。

前期計画において目標事業量は設定していませんでしたが、現在、1か所、定員4人で実施しています。

事業名	目標事業量	平成20年度 （実績）	目標事業量に 対する達成率
乳幼児健康支援一時預かり事業 （病後児保育・施設型）	-	1か所 4人	-

### 一時保育事業

保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事が入った等の緊急的保育サービスとして、一時的に子どもを保育所で預かる事業です。

ニーズが比較的高い事業で、前期計画では目標事業量4か所で計画し100%の達成率となっています。しかし、利用者数は3,751人と目標事業量の93.1%となっています。

事業名	目標事業量	平成20年度 （実績）	目標事業量に 対する達成率
一時保育事業	4か所	4か所	100.0%
	4,028人	3,751人	93.1%

### 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の病気や仕事等の社会的理由により一時的に子どもの養育ができないときに、児童養護施設等において一定期間（7日間程度）預かり、保護者に代わって児童の養育を行う事業です。

本事業は、市外の児童養護施設や乳児院等に委託する必要があり、現時点では事業化していませんが、今後、実施に向けて検討します。

### 特定保育事業

保護者がパートタイムなどの就労により保育が困難な就学前児童について、週2～3日程度または、午前もしくは午後のみなどの柔軟な保育を実施する事業です。現時点では事業化していません。



## 〔3〕地域における子育て支援に関する事業

## ファミリーサポートセンター事業

子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と、子育てのお手伝いをしたい人（講習を受けた提供会員）が会員登録し、お互いに助け合う相互援助組織で、前期計画では1か所を目標事業量として設定し、100%の達成率となっています。

事業名	目標事業量	平成20年度 （実績）	目標事業量に対する達成率
ファミリーサポートセンター事業	1か所	1か所	100.0%

## 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センター事業は、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を実施する事業です。

前期計画の目標事業量の2か所で実施し100.0%の達成率となっています。

事業名	目標事業量	平成20年度 （実績）	目標事業量に対する達成率
地域子育て支援センター事業	2か所	2か所	100.0%

## つどいの広場事業

つどいの広場事業は、地域の親子の居場所として、育児・家事専門家庭の保護者を含むすべての子育て家庭を対象に、子育て不安の解消や情報交換の場として実施する事業です。

目標事業量は1か所を見込んでいましたが、2か所200.0%の達成率となっています。

事業名	目標事業量	平成20年度 （実績）	目標事業量に対する達成率
つどいの広場事業	1か所	2か所	200.0%

